

(平成24年4月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から62年6月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、昭和57年10月に勤務していた事業所を退職し、同年11月頃、A市町村役場で国民年金の加入手続を行い、当時、自宅に来ていた金融機関の従業員に、毎月現金を手渡し、国民年金保険料の納付を依頼していたか、又は、金融機関の窓口で、毎月保険料を納付していたように記憶しているので、申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和57年11月頃、A市町村役場で国民年金の加入手続を行った。」と供述しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市町村（現在は、C市町村）において昭和63年6月10日に払い出されていることが確認できる上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「国民年金の加入手続を行った後は、毎月、国民年金保険料を納付していた。A市町村からB市町村に住所を移した後は、口座振替により保険料を納付していた。」と供述しており、申立人の住民票によると、申立人は、昭和62年6月1日にA市町村からB市町村に住所を移していることが確認できるものの、同市町村の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「口座振替 63. 6より」、「口座振替」と記載されていることが確認できることから、申立人は、63年6月頃以降に口座振替を利用して国民年金保険料を納付していたものと考えられる上、オンライン記録によると、過年度保険料に係る納付

書が平成元年9月11日付けで作成されており、上記の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和62年7月から63年3月までの保険料が平成元年10月30日に過年度納付されたことを示す記載が確認できる。

さらに、上記の過年度納付が行われた時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間に該当する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年6月1日から41年4月1日までにおいて、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

また、昭和46年8月1日から同年11月24日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月1日から41年4月1日まで
② 昭和46年8月1日から同年11月24日まで

年金事務所からの回答によると、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、私は、昭和40年6月1日にA事業所（現在は、B社）に就職し、平成7年3月31日に退職するまで、A事業所及びB社で継続して勤務していたので、申立期間①及び②においても厚生年金保険被保険者であったはずである。

以上のことから、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社が保管する昭和40年分及び41年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びにB社記念誌から、申立人が申立期間①において、A事業所で勤務していたことが確認できるとともに、41年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、申立期間①のうち同年1月から同年3月までに支給された給与から、社会保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、B社が保管する給与台帳及びB社記念誌から、申立期間①当時、A事業所の常勤職員は4人であったと推認できるところ、日本年金機構は、「申立期間①当時、A事業所は、厚生年金保険法の規定による強制適

用事業所に該当しない非適用事業所であったと考えられる。」旨回答していることから、A事業所は申立期間①当時、厚生年金保険の適用を受ける必要のない事業所であったと考えられる上、オンライン記録及び事業所名簿によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和41年4月1日であることが確認できる。

したがって、昭和41年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿で確認できる社会保険料控除については、控除されるべきではない保険料が控除されていたものと考えられる。

また、申立人は、「私が昭和40年6月1日にA事業所に就職した当時、同事業所の職員の厚生年金保険料等は、同事業所に隣接していたC社が面倒をみてくれたと思う。」と供述しているものの、B社記念誌により、申立期間①当時、A事業所で勤務していたことが確認できる常勤職員について、C社に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらない上、C社は、昭和51年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び役員は、既に死亡又は連絡先が不明であり、C社の申立期間①における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①は厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、申立人は、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

2 申立期間②について、B社が保管する昭和46年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及びB社記念誌から、申立人が申立期間②においてB社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社の回答及び申立人のオンライン記録の標準報酬月額並びに上記昭和46年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立期間②当時、B社における厚生年金保険料の給与からの控除は翌月控除であったと推認できるところ、同所得税源泉徴収簿によると、申立人に対し同年9月から11月までに支給された給与から社会保険料の控除が行われていた記載は見当たらないことから、申立期間②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていなかったものと考えられる。

また、オンライン記録及び事業所名簿によると、B社は、昭和45年9月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、再度、厚生年金保険の適用事業所になったのは46年11月24日であることが確認できることから、申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、B社記念誌により、申立期間②当時、B社に勤務していたことが確認できるB社の代表者及び同僚は、既に死亡又は連絡先が不明であることから、申立期間②における申立人の保険料控除の状況について確認すること

ができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月30日から21年4月1日まで
② 昭和22年12月28日から23年12月頃まで

年金事務所からの回答によると、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、私は、昭和19年頃から23年12月頃までA社（現在は、B社）C工場に継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社C工場に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社C工場に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①前の申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間に厚生年金保険被保険者となっている75人を抽出したところ、65人が昭和20年に被保険者資格を喪失しており、そのうち申立人を含む32人が同年9月30日に被保険者資格を喪失していることが確認できること、同日に被保険者資格を喪失している同僚は、「終戦日に、工場長から従業員に対し、工場の操業継続が困難であるため一時帰郷を促されたので、私は田舎に帰った。その後、会社から復帰の要請があったが、私は復帰せず、そのまま退職した。」旨供述している。

また、上記同僚のうち連絡先が判明した7人に照会したところ、回答の得られた3人からは、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について具体的な供述は得られない上、B社は、「申立人の申立期間①当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除に関する資料は残っていない。」旨回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び保険料控除の状況について

確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、A社C工場に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社が保管している退職積立者索引簿によると、申立人に係る退社年月日欄には「昭和22年12月28日」と記載されていることが確認でき、同社は、「退職積立者索引簿の退社年月日欄には、従業員が退社した日の翌日を記載している。」旨回答している上、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、A社C工場に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②において被保険者記録が確認できる同僚18人を抽出し、連絡先が判明した2人に照会したものの、当該同僚から申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について回答は得られなかった。

なお、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人のA社C工場に係る昭和21年4月1日から22年12月28日までの厚生年金保険被保険者期間については、申立期間②中の23年1月28日に脱退手当金が支給決定されている記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年9月1日から26年4月22日まで
② 昭和28年12月30日から30年1月1日まで

申立期間①について、私は、昭和25年の盆明け頃、A社（現在は、B社）の面接試験を受け、同年9月1日から27年3月頃まで同社で勤務していたが、年金事務所からの回答によると、厚生年金保険被保険者資格取得日が26年4月22日とされており、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間②について、私は、昭和27年3月頃、A社から同社に隣接していたC事業所（昭和28年11月にD社と名称変更）に転籍し、29年12月末まで同事業所で勤務していたが、年金事務所からの回答によると、厚生年金保険被保険者資格喪失日が28年12月30日とされており、申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が無い。

以上のことから、申立期間①及び②について、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の当時の事業主及び役員は、既に死亡又は連絡先が不明である上、B社は、「資料を保管していないため、当時の状況は不明である。」旨回答しているため、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚で連絡先が判明し照会できた10人のうち、回答が得られた8人からは、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚で連絡先が判明し照会できた11人のうち、回答が得られた6人からは、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

また、上記の同僚6人のうち1人は、「申立人のほか同僚2人が一緒に申立事業所を退職した。」旨供述しているところ、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚2人の被保険者資格喪失日が申立人と同日の昭和28年12月30日となっており、当該記録はオンライン記録と一致する。

さらに、C事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同事業所の当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。